

「定款」変更新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条の 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条の 4 第 2 項第 1 号イからハに規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、<u>法第 2 条第 24 項第 3 号の 2 に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。</u>）をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 海外金融先物取引 法第 2 条第 23 項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第 16</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条の 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 金融先物取引 第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる取引をいう。</p> <p>(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（<u>有価証券に関連するものを除く。</u>）をいう。</p> <p>(3) 店頭金融先物取引 法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第 79 条第 2 項第 2 号に規定する店頭金融先物取引又は法第 2 条第 22 項第 4 号に規定する取引（同条第 25 項第 1 号又は第 4 号に掲げる金融指標（同条第 24 項第 3 号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。</p> <p>(4) 海外金融先物取引 法第 2 条第 23 項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第 16</p>

変 更 後	変 更 前
<p>条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、<u>法第2条第24項第3号の2に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。</u>）をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>以下略</p> <p>附則（2020.3.30一部変更） この定款変更は、総会の決議（2020年3月30日）を経て2020年4月1日より施行する。</p>	<p>条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するものを除く。）をいう。</p> <p>(5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する 金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。</p> <p>① 金融先物取引 ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理 ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ 又は代理 ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>(6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。</p> <p>(7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。</p> <p>以下略</p>